

報告第1号

檜山北部3町合併協議会委員の変更について

平成16年4月28日付けで瀬棚町議会議長から瀬棚町議会議員の任期満了に伴う改選により、議会選任委員2名の内1名の変更について通知があったので、下記のとおり報告する。

記

変 更 後	変 更 前
桜井明雄委員	笠原誠作委員

平成16年 5月 14日 報告

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

議案第 1 号

新町名候補選定小委員会運営要綱について

檜山北部 3 町合併協議会規約第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、新町名候補選定小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。

平成 16 年 5 月 1 4 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

新町名候補選定小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、新町名候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- (1) 大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における新町の名称(以下「新町名」という。)の候補の選定
- (2) 新町名の選定基準に関する事
- (3) その他新町名に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長 1名

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行する。

協議第 4 号

事務所の位置について（協定項目 4）

事務所の位置について、次のとおり提案する。

協議事項	事務所の位置
調整の内容	北檜山町役場の現庁舎を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な別組織とする。

平成 16 年 5 月 14 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

協議第 5 号

財産及び公の施設の取扱いについて（協定項目 5）

財産及び公の施設の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	財 産 及 び 公 の 施 設 の 取 扱 い
調整の内容	3 町の所有する財産、債務及び公の施設は、すべて新町に引き継ぐものとする。 基金については、その趣旨・目的に応じて統合し、新町においてその取扱いを調整する。

平成 16 年 5 月 14 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

協議第 6 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	3 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新町の議会の議員として在任する。

平成 16 年 5 月 14 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

協議第 2 2 号

新町建設計画について（協定項目 2 2）

新町建設計画について、次のとおり提案する。

協議事項	新 町 建 設 計 画
調整の内容	

平成 16 年 5 月 1 4 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一